

令和3年度答申第78号
令和4年3月17日

諮問番号 令和3年度諮問第84号（令和4年2月15日諮問）
審査庁 防衛大臣
事件名 児童手当支給事由消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A駐屯地業務隊長（1等陸佐。以下「処分庁」という。）が、児童手当法（昭和46年法律第73号）7条1項の認定を受けて児童手当の支給を受けていた審査請求人Xに対し、当該児童手当の支給事由が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 児童手当法4条1項は、児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給すると規定し、同項1号には、中学校修了前の児童等（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものが掲げられている。
- (2) 児童手当法4条3項は、同条1項1号の場合において、父及び母が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうち、いずれか当該児童の生計を維持する程

度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと規定している。

(3) 児童手当法4条4項は、前項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母のうち、いずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしない場合に限る。）には、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと規定している。

(4) 児童手当法7条1項は、児童手当の支給要件に該当する者（以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で（平成24年法律第67号による改正（平成27年4月1日施行）前は、「厚生労働省令で」）定めるところにより、住所地の市町村長の認定を受けなければならないと規定している。

これを受けて、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）1条の4第1項は、児童手当法7条1項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童手当・特例給付認定請求書を市町村長に提出することによって行わなければならないと規定している。そして、児童手当法施行規則1条の4第2項は、児童手当・特例給付認定請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならないと規定し、同項7号には、一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類が掲げられている。

(5) 児童手当法8条1項は、市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者に対し、児童手当を支給すると規定している。

(6) 児童手当法17条1項は、常時勤務に服することを要する国家公務員である一般受給資格者について同法第2章（児童手当の支給）の規定を適用する場合においては、同法7条1項中「住所地（中略）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、同法8条1項中「市町村長」とあるのは、それぞれ「当該国家公務員の所属する各省各庁（中略）の長（中略）又はその委任を受けた者」と読み替えるものと規定してい

る。

そして、防衛省の職員（一般職の職員を除く。）についての児童手当法7条1項及び8条1項に規定する防衛大臣の権限は、児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する訓令（平成24年防衛省訓令第13号）2条1号の規定により、俸給支給機関の長に委任されているところ、陸上自衛隊の駐屯地に所属する自衛官については、俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）1条及び別表、俸給支給機関の指定等に関する達（昭和36年10月13日付け陸上自衛隊達第21-8号）1条及び別紙第1（いずれも令和3年3月15日付け陸上自衛隊達第21-8-10号による改正前のもの）、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）48条（表第2の項）並びに昭和36年3月20日付け人発1第38号防衛庁人事局長通知「任命権に関する訓令に規定する指定部隊等及び指定部隊等の長の指定」の「第48条の表第2の項関係」中の43号の規定により、駐屯地業務隊長（1佐職の隊長に限る。）が俸給支給機関の長として指定されている。

- (7) 平成24年3月31日付け雇児発0331第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（以下「厚労省通知」という。）は、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法の趣旨及び内容について、次のように説明している。

ア 用語の定義について（記第2の1の(3)の②）

「生計を同じくする」とは、児童と児童を養育する者（以下「養育者」という。）との間に生活の一体性があることをいい、必ずしも同居を必要とするものではない。したがって、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすると認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合には、「生計を同じくする」に該当する。

イ 児童手当の支給要件について（記第2の1の(6)）

- (7) 離婚し、又は離婚協議中である父母が別居している場合には、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、児童手当法4条4項の規定（同居父母優先規定）が適用され、当該同居している者を児童手当

の受給資格者として取り扱う。

(イ) 一方、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、児童と別居している場合には、別居後も父母は生計を同じくしていると考えられることから、児童手当法4条4項の規定（同居父母優先規定）は適用されず、同法4条3項の規定の適用により、児童の生計を維持する程度の高い者を児童手当の支給要件に該当する者として取り扱う。

(8) 平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「市町村における児童手当関係事務処理について」の別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）10条3項5号は、児童手当の支給を受けようとする者を児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者と認定したときは、その者以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（当該父又は母が公務員である場合にあつては、その所属庁）に対し、上記認定をした旨を通知する（ただし、当該父又は母が上記認定をした者と異なる市町村に住所を有する場合又は公務員として所属庁において児童手当を受給している場合に限る。）ものとしている。

そして、ガイドライン22条2号は、児童手当の受給者から受給事由が消滅した旨の届書（児童手当・特例給付受給事由消滅届）の提出がない場合においても、受給者と生計を同じくしない父又は母を児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者と認定した旨の上記通知を受けたことによって、当該受給者に対する児童手当の支給事由が消滅したことを確認したときは、職権に基づき、支給事由消滅通知書の送付等の支給事由消滅の処理を行うことができるものとしている。

(9) 平成27年12月18日付け府子本第432号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「公務員の児童手当関係事務処理について」は、各府省においては、その所属職員に係る児童手当の支給については、市町村の例に準じて取り扱うものとしている。

なお、防衛省は、平成24年4月16日付け人厚第5157号防衛省人事教育局長通知「児童手当に関する事務取扱要領について」（以下「防衛省通知」という。）の別添「児童手当等に関する事務取扱要領」の9において、俸給支給機関の長は、ガイドライン22条の規定により、児童手当・特例給付受給事由消滅届が提出されない場合においても、児童手当等を支給すべき事由が消滅したことを確認したときは、職権により児童手当

等の支給を打ち切り、受給者に児童手当・特例給付支給事由消滅通知書を交付するものとするとしている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 陸上自衛隊の自衛官である審査請求人は、A駐屯地に所属していた当時、B地において、妻及び妻との間の子である児童（平成26年a月b日生。以下「本件児童」という。）と同居し、本件児童に係る児童手当について、平成30年4月5日付けで処分庁から受給資格の認定を受け、その支給を受けていた。

（勤務記録表、審査請求人による児童手当・特例給付認定請求書）

- (2) 妻は、令和2年12月8日、本件児童を連れて審査請求人と別居し、同月9日、審査請求人を相手方として、C家庭裁判所D支部に対し、夫婦関係調整（離婚）調停事件（以下「本件離婚調停事件」という。）の申立てをした。

（「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）」
と題する書面）

- (3) 妻は、令和2年12月17日、別居した住所地の市町村長（以下「別居先市町村長」という。）に対し、児童手当法4条4項の規定に基づき、児童と同居している者として本件児童に係る児童手当の受給資格があると申し立て、審査請求人と離婚協議中であることを証明する書類を添付して、本件児童に係る児童手当の受給資格の認定の請求をした。

（「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）」
と題する書面）

- (4) 別居先市町村長は、妻に対し、児童手当法4条4項の規定に基づき、本件児童に係る児童手当の受給資格の認定（以下「本件認定処分」という。）をし、令和3年1月4日付けで、審査請求人が所属している処分庁に対し、ガイドライン10条3項5号の規定に基づき、妻が児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者に該当するとして、本件認定処分をしたことを通知した。

（「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）」
と題する書面）

- (5) 処分庁は、上記(4)の通知を受けたことから、防衛省通知（ガイドライン22条2号の規定）に基づき、審査請求人に対する本件児童に係る児童手

当の支給事由が消滅したことを確認する処分（本件処分）をし、令和3年1月7日付けで、審査請求人に対し、「監護しなくなったため」との理由を付して、本件児童に係る児童手当の支給事由が令和2年12月17日に消滅したことを通知した。

（児童手当支給事由消滅通知書（以下「本件通知書」という。））

(6) 審査請求人は、令和3年2月25日、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(7) 審査庁は、令和4年2月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 妻は、審査請求人に断りもなく、市役所に対し、児童手当の受取人変更の申請を行い、防衛省に対しても、審査請求人の知らない間に、市役所を通して審査請求人に対する児童手当支給事由消滅の処置を勝手に行った。

(2) 処分庁は、本件通知書において、児童手当支給事由消滅の理由を審査請求人が本件児童を「監護しなくなったため」と記載しているが、妻は、審査請求人に断りもなく、本件児童を連れて勝手に家を出たのであるから、本件児童については、審査請求人が「監護しなくなった」のではなく、妻が審査請求人に「監護させなくした」というのが正しい。

(3) 以上のとおり、本件処分は、審査請求人を完全に無視してされたものであるから、本件処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 妻が本件児童を連れて審査請求人と別居していることについては、審査請求人と処分庁との間に争いはない。

2 妻が、別居先市町村長に対し、本件児童に係る児童手当の受給資格の認定の請求をしたところ、別居先市町村長は、児童手当法4条4項の規定が適用されるから、妻は同条1項1号に掲げる支給要件に該当するとして、妻に対し、本件児童に係る児童手当の受給資格の認定（本件認定処分）をするとともに、処分庁に対し、その旨を令和3年1月4日付けで通知した。これらの措置は、関係する法令等の規定に従ってされたものであり、適法である。

3 本件処分は、処分庁が、別居先市町村長から、妻に対して本件児童に係る児童手当の受給資格の認定をした旨の通知を受けて、審査請求人に対する本

件児童に係る児童手当の支給事由が消滅したことを確認したものである。妻に対して本件認定処分がされた以上、処分庁が審査請求人に対して本件処分をしたことは適正である。

- 4 これに対し、審査請求人は、本件児童に係る児童手当の手続については、妻から何ら事前の協議がなく、また、別居先市町村長からも全く確認がなかったから、本件処分は審査請求人を無視してされたものであると主張するが、本件児童に係る児童手当の手続をするに当たって、審査請求人に協議、確認及び同意を求めることを義務付ける法令上の定めはない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、本件通知書が審査請求人に対する児童手当の支給事由の消滅理由として「監護しなくなったため」と記載していることについて、審査請求人が「監護しなくなった」のではなく、妻が審査請求人に「監護させなくした」というのが正しいと主張するが、処分庁は、児童手当制度に基づき、審査請求人に対する児童手当の支給事由が消滅したため、処分庁の立場から、その理由を「監護しなくなったため」と記載したものであって、付記理由そのものには誤りがない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- 5 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

- 2 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人に対する本件処分は、妻に対して本件認定処分がされたことを受けてされたものである（上記第1の2の(2)から(5)まで）から、本件の争点は、妻に対する本件認定処分の適法性及び妥当性であり、審査請求人も、この点を争っているものと解される。

(2) そこで、本件認定処分について検討すると、本件認定処分は、妻が児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者に該当するとしてされたものである（上記第1の2の(4)）。

児童手当法4条4項は、父母が別居し、生計を同じくしない場合には、児童が同居している父又は母を児童手当の受給資格者とする規定している（上記第1の1の(3)）。そして、厚労省通知によれば、離婚協議中である父母が別居している場合には、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、児童手当法4条4項の規定（同居父母優先規定）が適用され、児童と同居している者を児童手当の受給資格者として取り扱うものとされている（上記第1の1の(7)のイの(ア)）。

本件では、妻は、令和2年12月8日に本件児童を連れて審査請求人と別居し、同月9日に審査請求人を相手方として本件離婚調停事件の申立てをした上で、同月17日に別居先市町村長に対して本件児童に係る児童手当の受給資格の認定の請求をしている（上記第1の2の(2)及び(3)）。したがって、上記認定の請求の当時、妻と審査請求人は生計を同じくしないものと考えられ、本件児童と同居していた妻が日常生活の主宰者と認められるから、別居先市町村長が児童手当法4条4項の規定（同居父母優先規定）を適用してした妻に対する本件認定処分に違法又は不当な点は認められない。

- (3) これに対し、審査請求人は、妻が、審査請求人に断りもなく、市役所に対し、児童手当の受取人変更の手続きを行い、防衛省に対しても、審査請求人が知らない間に、市役所を通して審査請求人に対する児童手当支給事由消滅の処置を勝手に行ったと主張する（上記第1の3の(1)）が、妻に対する本件認定処分及び審査請求人に対する本件処分は、いずれも関係法令の規定に従ってされたものであるから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、本件通知書が審査請求人に対する児童手当の支給事由の消滅理由として「監護しなくなったため」と記載していることについて、審査請求人が「監護しなくなった」のではなく、妻が審査請求人に「監護させなくした」というのが正しいと主張し（上記第1の3の(2)）、本件通知書における理由付記を問題にするが、本件通知書における上記理由の記載は、妻が本件児童を連れて審査請求人と別居し、審査請求人と協議離婚中であるため、児童手当法4条4項の規定により、妻が本件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするものとみなされることを説明したものと善解することができるから、上記理由の記載によって行政手続法

(平成5年法律第88号) 8条1項が求める理由付記の趣旨が損なわれているとまではいえない。したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

(4) そうすると、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

本件通知書が審査請求人に対する児童手当の支給事由の消滅理由として「監護しなくなったため」と記載していることは、上記2の(3)のとおり、行政手続法8条1項に違反するとまではいえないが、このような記載では、審査請求人が自らに対する児童手当の支給事由が消滅した理由を十分に理解することはできないといわざるを得ない。本件通知書においては、その理由として、妻が本件児童を連れて審査請求人と別居し、審査請求人と協議離婚中であることから、児童手当法4条4項の規定(同居父母優先規定)が適用されて、本件児童と同居している妻に対して児童手当の受給資格の認定がされた結果、審査請求人に対する児童手当の支給事由が消滅したということを省略することなく記載すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美